

住民説明会における質疑応答及びアンケートによる主な意見等の概要と県の考え方

番号	意見の要旨	県の考え方
1	県国民保護計画に関しては、イメージが湧きにくく、内容がわかりにくい。もっとわかりやすくして欲しい。	ご意見を踏まえ、県国民保護計画（中間案）において、地域防災計画との関係や危機発生時の流れを説明した図、用語集を入れるなど、よりわかりやすいものとなるように努めました。 今後も、県民の皆様の声を聞いて、よりわかりやすい内容にするよう努めていきます。
2	住民が計画を理解するように、わかりやすい資料を作成したり、説明会を開催するなどさまざまな媒体により啓発活動に力を入れていく必要がある。	今後ご理解が得られるように県政だよりをはじめとして、フォーラムの開催やパンフレットの発行などにより積極的に啓発活動を進めていきます。
3	県国民保護計画は、具体性がなく内容がないので、計画を作成する意味がなく、計画を立てる必要性がない。	「国民の保護に関する基本指針」に基づき、国や県、市町村が一体となって、国民を保護するため、計画を作成し、体制を整備することは必要だと考えています。 なお、今後、避難要領（仮称）等の作成を行い、より具体的な対応ができるようにしていきます。
4	市町村が国民保護計画を作成する時には、的確な県の指導をお願いしたい。	来年度の市町村国民保護計画の作成につきましては、市町村の避難実施要領の手引き書（仮称）を作成するなど、的確な助言ができるように努めていきます。
5	具体的な避難場所、避難方法が見えてこない。具体的な避難方法について、知りたい。	具体的な避難方法については、この計画と合わせて、避難要領（仮称）を作成するとともに、市町村の避難実施要領の手引き（仮称）を作成し、市町村が作成する国民保護計画とも合わせて、県と市町村が連携し、一体的に機能するようにしていきます。
6	大切な計画ですので、県議会や市町村議会で十分な検討をして、予算的な措置を伴うので、慎重に扱って欲しい。	県議会には、計画の作成にあたって、素案、中間案、最終案を作成の都度報告することとしています。
7	計画作成に住民の参加、意見が盛り込まれるのか心配している。協議会に弁護士や国民保護法に批判的な学者に入ってもらふ必要がある。	協議会に関しては、三重県では、広く住民の意見を求め、国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、指定地方行政機関、指定公共機関等の関係機関の代表の方とともに、知識又は経験を有するいろいろな立場の有識者の方も委員になっていただき、様々な意見をいただいています。
8	ODA の汚職をした会社と似たような名前のパシフィックコンサルタンツに委託しているのも危惧している。やはり、コンサルが作	委託契約に関しては、企画提案コンペによりパシフィックコンサルタンツ株式会社三重支店と委託契約を平成17年5月に締結し、県の方針に基づき、業務を進めています。

	成すると、全国の話になってしまう。	
9	三重県国民保護計画（素案）概要の基本方針の中で、「国民」という言葉を使っているが、この「国民」を「住民」という言葉にはできないか。	保護する対象は県内に在住する県民だけでなく県内に滞在する旅行者等も含まれます。 「国民」という言葉と「住民」という言葉の使い方に関しては、不特定多数の抽象的な言い方をする時は「国民」という言葉を、特定の人に伝えるなど具体的な言い方をする時は「住民」という言葉を使い分けをしています。
10	国民保護するために生じた損失補償等は、県が全て行うのか。 また、テロの被害に遭えば、建物の被害などは国が補償するのか。また、ミサイルによる被害が発生した場合はどうか。	県が支弁した損失補償については、最終的に国が負担することになっています。 なお、武力攻撃により被害を受けた建物等の被害を補償する規定は国民保護法にはありません。 公共施設等の武力攻撃災害の復旧については、今後、国が示す方針に従い実施することになります。
11	ボランティアの安全対策はしっかり講じて欲しい。	ボランティアが活動するに際しては、国等の各種情報により、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その安全性を十分に確保した上で活動していただけるよう留意していきます。
12	自主防災組織のことがよくわからない。	自主防災組織は長い歴史があり、その活動を県としても支援しています。国民保護計画では、地域で被災者の救助等において、重要な役割を担っていただくものとして計画中に記載しています。
13	県が行う施設や設備の整備は今後どのようにしていくのか。	自然災害への対応を活用して、対応を行っていきます。ただ、NBC攻撃等に関しては、国の方針を踏まえて対応することになっています。
14	国民保護計画と地域防災計画との違いは何か。国民保護計画の内容は地域防災計画で対応できるのではないか。地域防災計画で対応する方が効率的だと思う。	地域防災計画の対象は、台風や地震等の自然災害が中心であり、国民保護が対象とするのは外国からの侵略行為と大規模テロとなります。 武力攻撃事態は、広範囲にわたり、避難についても県境を越え広範囲となることも予想され、また、長期間になることも予想されるので、自然災害を対象としている地域防災計画では対応できないと考えています。 なお、県国民保護対策本部の構成や県の職員の配備体制等に関しては、基本的には自然災害の体制と同様にしていきます。

15	<p>国民の権利と人権の制限については、一般災害時と何が異なるのか。</p> <p>国民保護に関する避難の指示については、強制力を伴うものになりうるのか。</p>	<p>国民保護法では、避難住民や被災者の救援に際して、食品、医薬品等の物資の確保や収用施設等として、必要な土地、家屋等の確保及び医療関係者による医療の実施の確保に係る規定があります。国民保護法では、これらの措置を実施するに当たっては、関係者の自主性を尊重することとし、初めから強制的な権限を用いずに、まず前もって要請等により対応を求めることとしています。</p> <p>また、国民保護における避難指示については、法的な義務は生じますが、強制的に避難させることはありません。</p>
16	<p>具体的な被害想定をすればどうか。例えばある地域で非常事態が発生した場合はこうなりますといった対応を考えていったらどうか。</p> <p>化学テロ事件がこの地域で起こった場合、国民保護計画ではどのように扱われるのか。</p>	<p>具体的な被害想定に関しては、多様なケースが想定されるので、全てのケースについて、県として具体的に想定するのは困難ですが、攻撃に応じた避難パターンなど、今後、検討していきます。</p> <p>また、化学テロ事件のような事態が起こった場合、国民保護法を適用し、国民保護対策本部により対処するかどうかの判断は国によるところとなり、そのため速やかな国への状況報告が必要となります。</p>
17	<p>海外からの攻撃の時に対象となるということだが、外部からなのか内部からなのかかわからない場合はどのように対応するのか。</p>	<p>県国民保護計画では、被害が生じた時は、県では事態認定前における初動連絡体制及び初動措置を規定しています。三重県では既に危機管理計画を作成しており、この計画において危機対策本部を設けて対応します。その後、国の認定があれば、県国民保護対策本部等を設置します。</p>
18	<p>国民の協力について、具体的な説明を。</p>	<p>国民の協力につきましては、武力攻撃災害への対処に関する措置に必要な住民の援助として、避難住民等の救援、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害に対する措置や保健衛生の確保等が国民保護法では、規定されています。</p>
19	<p>住民の敷地・財産の協力は有事が起こった時ではなく、何年かの契約でするべきではないか。</p>	<p>国民保護法においては、基本的人権の制限は必要最小限のものとし、土地の使用など、限られた場合に限定されます。そのため、前もって土地等の使用の契約を結ぶことは困難です。</p>
20	<p>武力攻撃による災害は、通常 of 自然災害とその被害の状況が大きく異なる。特に弾道ミサイルは一部地域で大量の負傷者が発生する等局所的な被害が発生すると思われる。この場合、医者、医療機関が不足し、個人病院も救護所とな</p>	<p>社団法人三重県医師会を指定地方公共機関として指定しており、国民保護業務計画を作成し、医療を確保するため必要な措置を実施するなど、医師会としても対応していただくこととなります。また、武力攻撃災害時の医療に関しては、攻撃の種類によっては国による救護班の派遣等、広域的な連携が必要と考</p>

	ることが予想される。個人病院との連携も必要になるのではないか？	えています。
2 1	国民保護に関する訓練について、具体的にどのような訓練を実施する予定か。	警報伝達等の情報伝達に関する訓練が大切と考えます。実働訓練としては、防災訓練と有機的に連携して、実施する訓練が考えられます。また、避難等の図上訓練も必要と考えます。
2 2	情報の確認が不可能で、国、自衛隊、アメリカの情報に左右される。	情報に関しては、国、関係機関から幅広く入手するようにしています。
2 3	自衛隊の任務を明確にした方がいいのではないか。	自衛隊の任務に関しては、自衛隊の部隊等の派遣を防衛庁長官に要請し、避難住民の誘導や救援等を要請することになっています。
2 4	県境を越えた避難が必要な場合など、他府県との連携をどのように行うのか。	県国民保護計画では、県境を越えた避難の場合には、避難先地域を管轄する他府県知事と、協議をすることになっています。そのため、今後は相互応援協定等の整備も含め、近隣府県との連携について検討していきます。
2 5	救援の際の物資の売渡しの要請等に応じない場合の「正当な理由」というのは難しいのではないか。	例えば、被災により、当該物資が使用に耐えなくなってくる場合等が考えられますが、措置の必要性等諸般の事情を考慮し、客観的かつ総合的に判断していきます。
2 6	三重県国民保護計画にはコンビナートへの対処等特徴的な項目もあるが、他県と異なる独自性や目玉というものがあるのか。住民説明会を開催して住民の意見を聞き、モデル計画を作り替えるだけでなく三重県の特徴を出した計画を作成して欲しい。	南北に細長い県土と長い海岸線、離島の存在、石油コンビナート施設の立地、テーマパーク等大規模集客施設の立地や有数の観光地であること、さらには全国平均より高い高齢化率といった県の地理的、社会的特性を考慮し、計画を作成しています。
2 7	三重県だけでなく全国共通の計画とするべきではないか。	国では、地方公共団体等の基準となるべき事項を定めた「国民の保護に関する基本指針」を作成しており、これに基づき各都道府県が国民保護計画を作成していますが、計画に関しては、各県の地域特性や社会的特性もあるので、各都道府県で別の計画として作っています。
2 8	説明会はわかりづらかった。これでは、不十分である。もう少し、きめ細かく、開催すべきだと思う。	住民説明会の他にもパブリックコメントで県民の方の意見をお聴きするとともに、市町村や関係機関に意見を聴いています。 今後も国民保護について、ご理解が得られるように、県政だよりへの掲載、フォーラムの開催、パンフレットの発行等により積極的に啓発活動に努めていきます。

2 9	法があるから仕方がないとも言えるが、事態の時に被害を少なくするかを考える計画を作成するよりも事態を起こさないようにすることが大事なのではないか。	「国民の保護に関する基本指針」に基づき、国や県、市町村が一体となって、国民を保護するため、計画を作成し、体制を整備することは必要だと考えています。
3 0	国の機関或いは県庁がテロにより機能しない時の次の手段を考える必要がある。	三重県が機能しなくなった場合は、他の都道府県がその機能を代行します。場合によっては、内閣総理大臣の総合調整というものもあり、そこが機能しない場合には、関係機関が代わりに役割を果たすこととなります。
3 1	今後、この国民保護計画に基づき、具体的にどのようなことを実施する予定か。	近隣府県との応援協定の締結等、広域的な体制の整備を図っていきます。
3 2	民間防衛についても、考えるべきだと思う。	この計画は、武力攻撃事態の排除や民間防衛に関するものではなく、国民の生命、身体及び財産を守るため、県や関係機関の体制を定めています。
3 3	計画においてインフラは安全のもとに作成されている。 通信手段が途絶えた時、この計画は機能するのか。	インフラに関しては、国民生活に関連を有する施設として、規模により政令で生活関連等施設として、指定され、安全確保を図るよう配慮しています。 また、通信手段に関しては、計画では、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととしています。
3 4	核戦争になったら、この計画は機能するのか。	核戦争への対応は大変困難なものになると考えられますが、この計画では、核兵器に対する対応は、NBC攻撃に対する対応に災害への対処に記載されている措置により対応することになると考えています。